

長生村 🏠 木造住宅

耐震改修 🏠💪

促進事業のご案内



木造住宅 の耐震化をサポートします

長生村では、「災害に強い安全なまちづくり」を目指し、既存木造住宅の所有者が行う「耐震診断」「耐震改修」に対する補助を行っています。

補助を受けるためには条件がありますので、下のフロー図を確認ください。

どちらの住宅に該当しますか

平成12年(2000年)5月以前に
建てられた住宅

ステップ ①

耐震相談会(予約制)
「誰でもできるわが家の耐震診断」 P2

ステップ ②

耐震診断の実施
診断の結果(上部構造評点) P3

↓ 1.0未満

「耐震改修費」の補助対象です
耐震改修工事を検討しましょう

ステップ ③

耐震改修の実施
工事費に対する補助が受けられます P5

平成12年(2000年)6月以降に
建てられた住宅

耐震診断費・耐震改修費の
補助対象外です。
現行の耐震基準で建てられた住宅です。

↓ 1.0以上

耐震改修費の
補助対象外



注意

補助の対象となる住宅には以下の条件があります。
お申し込みの前にご確認ください。

- ご自身が所有し、居住する村内の住宅である。
- 平成12年5月31日以前に建てられた住宅である。
- 木造2階建て以下の一戸建ての住宅である。
- 在来工法で建てられた住宅である。 ※柱、梁を組み合わせて骨組みが作られている。

ステップ ①

耐震相談会

少しでも気になる点があれば、まずは相談してみましょ。ご自宅の図面等をもとに、建築士が耐震性をチェックします。無料で受けられますので、お気軽にご連絡ください。

開催日

第1回：6月14日（日）

第2回：6月28日（日）

第3回：7月12日（日）

開催場所

第1・3回：長生村文化会館 第1・第2会議室

第2回：長生村交流センター 第3会議室

費用

無料

必要書類

自宅の間取りが分かる図面

（建築確認申請書類等）

相談したい箇所の住宅内部の写真

※図面が無い場合、手書きスケッチでも可



申込方法

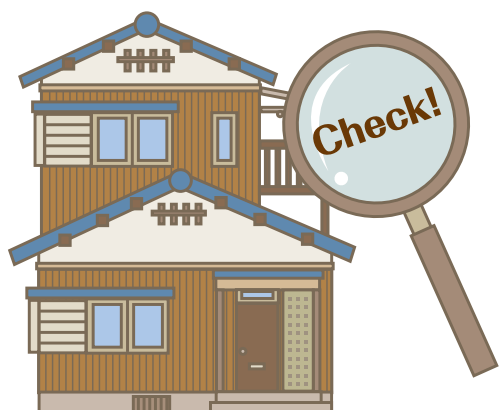
事前に予約が必要となります。

まちづくり課都市計画係（0475-32-2116）へお電話ください。

第1回：令和8年4月13日（月）～6月5日（金）

第2回：令和8年6月8日（月）～6月19日（金）

第3回：令和8年6月29日（月）～7月3日（金）



ステップ②

木造住宅耐震診断の実施

ご自身が契約した耐震診断士がご自宅に訪問し、現地調査や聞き取りをもとに耐震診断を行います。後日、診断結果と共に耐震補強の方法や概算工事費等をご提案します。



木造住宅耐震診断の流れ

事前相談

長生村木造住宅耐震診断費補助金の申込をご検討の方は、まちづくり課（0475-32-2116）に事前にご相談ください。

補助金交付申請

「長生村木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（第1号様式）」をまちづくり課へ提出してください。申請の受付は **11月末まで** です。

補助金交付決定

申請書類を審査し、補助が適当と認められた場合には「長生村木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（第2号様式）」が送付されます。

交付決定通知書送付

耐震診断の実施

交付決定通知書の受領後、耐震診断に係る契約を締結し、長生村木造住宅耐震診断費補助金着手届（第5号様式）を提出し、耐震診断を行ってください。

補助金実績報告書の提出

耐震診断の終了後、速やかに「長生村木造住宅耐震診断費補助金完了届（第5号様式の2）及び実績報告書（第6号様式）」を提出してください。

補助金交付額の確定

提出された実績報告書を審査し適正と判断されたときは、「長生村木造住宅耐震診断費補助金交付額確定通知書（第7号様式）」を送付します。

交付額確定通知書送付

補助金の請求

交付額確定通知書の受領後、「長生村木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（第8号様式）」を提出してください。申請者の口座に補助金を振り込みます。

耐震診断の結果は次のように示されます

判定値(上部構造評点) 判定

- | | |
|--------------|------------|
| ■ 1.5以上 | 倒壊しない |
| ■ 1.0以上1.5未満 | 一応倒壊しない |
| ■ 0.7以上1.0未満 | 倒壊する可能性がある |
| ■ 0.7未満 | 倒壊する可能性が高い |

上部構造評点が1.0未満の住宅は、

耐震改修工事に係る補助の対象

となります。



補助金の交付額

耐震診断に要した費用の3分の2以内（最大9万円）

補助対象住宅

次に掲げる要件をすべて満たす必要があります

- 一戸建ての住宅（併用住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
- 平成12年5月31日以前に建築され、又は着工された木造住宅であること。
- 在来軸組工法により建築され、地階を除く地上2階建て以下であること。
- 所有者自らが居住し、居住する村内の住宅であること。
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす必要があります

- 補助対象住宅の所有し、かつ当該居住しているもの。
- 村税等を滞納していないもの。

申請に必要な書類

- 個人情報確認同意書
- 補助対象住宅の登記事項証明書又は所有者が確認できる書面
- 補助対象住宅の建築基準法による確認済証の写し又は建築年月日が確認できる書面
- 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図及び立面図（立面図がない場合は写真）
- 耐震診断機関による耐震診断費用の見積書の写し
- 耐震診断士の建築士免許証明書等の写し及び耐震診断士が受講した講習会の修了証の写し

申請における注意事項

- ・ 補助対象事業の契約は、交付決定通知書交付日以降に行ってください。
交付決定前に契約を行うと補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ・ 補助金の交付決定後に事業を中止する場合は、速やかにまちづくり課にご連絡ください。
- ・ 耐震診断を行う住宅を所有し、居住していることが補助金の交付要件です。
申請の前に住宅の所有者を登記事項証明書でご確認ください。
- ・ 耐震診断を行う業者は、千葉県が実施する耐震講習会を受講済の建築士一覧表(P9)から選定してください。



ステップ③

木造住宅耐震改修の実施

耐震改修工事とは、耐震診断の結果「倒壊する可能性がある（評点 1.0 未満）」と診断された既存木造住宅について、耐震性を向上させるために行う工事です。耐震改修における補強方法には「壁の補強」「接合部の補強」「基礎の補強」「屋根等の軽量化」等があります。



木造住宅耐震改修の流れ

業者の選定

千葉県が実施する耐震講習会を受講済の建築士一覧表（P9）の中から耐震改修工事を行う業者を選定し、見積書を徴してください。

補助金交付申請

「木造住宅耐震改修補助金交付申請書（第1号様式）」をまちづくり課へ提出してください。申請の受付は **11 月末まで** です。

補助金交付決定

申請書類を審査し、補助が適当と認められた場合には、「木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（第2号様式）」が送付されます。

交付決定通知書送付

工事着工

交付決定通知書の受領後、耐震改修工事に係る契約を締結し、耐震改修工事を行ってください。また、工事に着手するときは「木造住宅耐震改修工事着手届（第5号様式）」を提出してください。
※補助金の交付決定後に事業の内容を変更または中止する場合は、速やかにまちづくり課へご連絡ください。

工事完了届の提出

工事完了後、職員が立入検査を実施します。「木造住宅耐震改修工事完了届（第6号様式）」を提出いただき、日程を調整します。

補助金実績報告書の提出

検査終了後、速やかに「木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（第7号様式）」を提出してください。

補助金交付額の確定

提出された実績報告書を審査し適正と判断されたときは、「木造住宅耐震改修補助金確定通知書（第8号様式）」を送付します。

交付額確定通知書送付

補助金の請求

「木造住宅耐震改修補助金交付請求書（第9号様式）」を提出してください。申請者の口座に補助金を振り込みます。

補助金の交付額

工事費の5分の4以内（最大115万円）

補助対象住宅

次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です

- 一戸建ての住宅（併用住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
- 平成12年5月31日以前に建築され、又は着工された木造住宅であること。
- 在来軸組み工法により建築され、地上2階建て以下であること。
- 耐震診断において判定値が1.0未満と判断され、かつ、耐震改修工事後の判定値が1.0以上になることが期待できるものであること。
- 補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに補助対象事業を完了できるものであること。

補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です

- 補助対象住宅の所有し、かつ当該居住しているもの。
- 村税等を滞納していないもの。



申請に必要な書類

- 個人情報確認同意書
- 補助対象住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が確認できる書類
- 補助対象住宅に係る建築基準法による確認済証の写し又は当該木造住宅の建築年月日が確認できる書類
- 耐震診断の結果報告書の写し
- 補助対象経費に係る見積書の写し
- 耐震改修工事後の判定値が1.0以上であることが確認できる設計書等の写し
- 補助対象住宅の耐震設計及び工事監理を行う耐震診断士の建築士免許証明書及び受講した講習会の修了証の写し
- 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図及び立面図
(立面図がない場合は写真)

申請における注意事項

- ・補助対象事業の契約は、**交付決定通知書交付日以降**に行ってください。
交付決定前に契約を行うと補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ・補助金の交付決定後に事業の内容を変更または中止する場合は、速やかにまちづくり課へご連絡ください。事業を中止した場合は、補助金は交付されません。
- ・リフォーム工事の経費は補助対象外です。リフォーム補助金は産業課（32-2114）へお問い合わせください。



所得税・固定資産税の減額等

税

住宅の耐震改修を促進するため、住宅を耐震改修した場合の税制優遇として、「所得税の税額控除」「固定資産税額の減額措置」が受けられます。

所得税額の特別控除

確定申告が必要

個人が耐震改修工事を行った場合、その年の所得税額の控除を受けることができます。

条件

- ・個人が所有し、自己の居住する住宅である。
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅である。(耐震性が低いものに限る)
- ・現行の耐震基準に適合させるために、耐震改修工事を行った。
- ・令和 10 年 12 月 31 日までの間に、耐震改修工事を行った。

イメージ

$$\text{所得税} - \left[\text{標準的な工事費用} - \text{村の補助金} \right] \times 10\%$$

※標準的な工事費用とは…耐震改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた単価に、当該耐震改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額のことで。

※この控除は、耐震改修が完了したその年の分の確定申告をした場合に限り適用されます。

固定資産税の減額措置

工事完了日から3ヶ月以内に手続き

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅について耐震改修工事を行った場合、その住宅にかかる翌年度の固定資産税を **2分の1** に減額するものです。
(一戸当たり 120㎡ を限度とする)

条件

- ・昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること。
- ・現行の耐震基準に適合させるために、耐震改修工事を行った。
- ・耐震改修工事にかかる費用が、50 万円以上 / 戸であること。
- ・店舗等併用家屋の場合、床面積の 2 分の 1 以上が居住用であること
- ・耐震改修工事完了時期が令和 13 年 3 月 31 日までであること。

※この「固定資産税の減額措置」は、耐震改修が完了した日から 3 ヶ月以内に、長生村税務課に申請された場合に限り適用されます。

耐震改修証明書

「所得税額の特別控除」「固定資産税額の減額措置」の申請には、耐震改修を行ったことを証明する書類が必要となります。

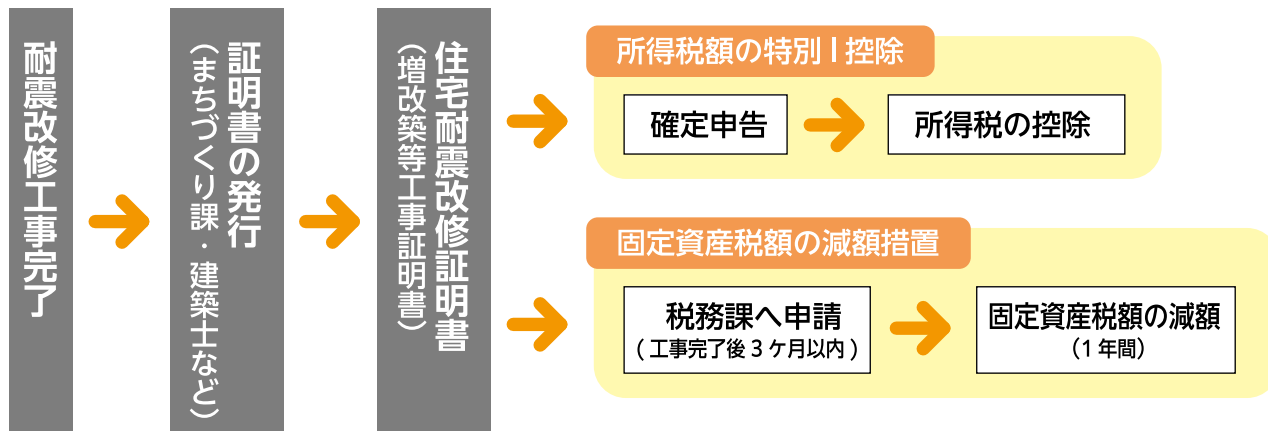
村では、「住宅耐震改修証明書」を発行しますので、発行を希望される方は、以下の書類をまちづくり課へ提出し、必要な手続きを行ってください。ただし、長生村木造住宅耐震改修補助事業により補助金の交付を受けた方に限ります。

証明書は、役場のほか、建築士、指定確認検査期間、登録住宅性能評価機関でも発行することができます。（役場以外は「増改築等工事証明書」）

- 住宅耐震改修証明申請書 ※以下の書類は、村に申請書を提出する場合には不要です。
- 登記事項証明書 or 家屋の評価額証明書
- 住民票
- 耐震改修工事の設計書（設計図面・工事内訳書）
- 耐震改修工事前後の耐震診断結果書
- 耐震改修工事の写真（建物全景、改修前・後）
- 耐震改修工事の契約書・領収書のコピー



手続きの流れ



各種お問い合わせ先

所得税額の特別控除
確定申告手続きについて

【茂原税務署】
☎0475-22-2166

固定資産税の減額措置に
関する手続きについて

【長生村役場 税務課】
☎0475-32-2113

住宅耐震改修証明書
発行について

【長生村役場 まちづくり課】
☎0475-32-2116

千葉県が実施する耐震講習会を受講した建築士一覧

(参考)

市町村	講習修了者が所属する事務所の名称	郵便番号	所在地	電話番号	建築士資格	講習修了者氏名
茂原市	アインズホーム(株)	297-0007	茂原市腰当 1150	0475-44-5008 0475-26-5353	2級建築士 1級建築士	日暮 晴美 吉井 正子
	(有)阿部工業	299-4104	茂原市南吉田 3860-1	0475-34-8292	1級建築士 1級建築士	阿部 整 渡邊 幸
	(株)ウイズ住販	297-0026	茂原市茂原 1525-5	0475-36-2658	1級建築士	矢部 敏之
	大和久建築一級建築事務所	297-0029	茂原市高師 476	0475-22-4148	1級建築士	大和久 一吉
	協和一級建築設計事務所	297-0015	茂原市東部台 2-10-1	0475-23-3323	1級建築士	内山 卓士
					2級建築士	浅岡 一由
					2級建築士	峯島 雅博
					2級建築士	永野 圭祐
	(株)協和ハウジング	297-0015	茂原市東部台 3-3-3	0475-23-3323	2級建築士	知和井 大喜
	白木ホーム	297-0026	茂原市茂原 412	0475-27-7760	1級建築士	白木 敏
	(株)山崎組	299-4123	茂原市下太田 1183-2	0475-34-1211	1級建築士	野澤 精一郎
	(株)住夢家	297-0052	茂原市上茂原 452-1	0475-24-9501	1級建築士	保川 正治
	(株)小沢工務店	297-0026	茂原市茂原 1047-9	0475-23-3688	1級建築士	片岡 知子
					2級建築士	高野 郁
	松崎建築設計	297-0061	茂原市山崎 715-10	0475-25-0374	2級建築士	松崎 寛
	西田設計	297-0037	茂原市早野 1929-3-709	0475-23-3912	1級建築士	西田 初彦
	(株)創建長嶋	297-0063	茂原市長谷 980-5	0475-20-5225	1級建築士	長嶋 正裕
	鎗田建築設計あとリエ一級建築士事務所	299-4121	茂原市吉井下 643	0475-34-1197	1級建築士	鎗田 誠
	池沢一級建築士事務所	297-0029	茂原市高師 2170	0475-23-2205	1級建築士	池沢 亮
	(株)飯倉建築事務所	297-0022	茂原市町保 13-72-101	0475-22-3691	1級建築士	飯倉 吉行
(株)茂原アテックス一級建築士事務所	297-0037	茂原市早野 3401	0475-22-3436	1級建築士	本田 紀雄	
			0475-25-0568	1級建築士	渡辺 亮之	
鈴木建築設計工房	297-0018	茂原市萩原町 1-201-2	0475-23-9788	1級建築士	鈴木 正一	
市川一級建築設計事務所	297-0029	茂原市高師 180-2	0475-24-1088	1級建築士	市川 政義	
尚衛門合同会社／建築設計事務所尚衛門	297-0005	茂原市本小轡 498-3	0475-44-5445	1級建築士	村上 渚	
一宮町	(有)いちようの木一級建築士事務所	299-4301	長生郡一宮町一宮 1457-3	0475-42-6274	1級建築士	沼田 哲也
	大倉一級建築士事務所	299-4301	長生郡一宮町一宮 4310-1	0475-42-6863	1級建築士	大倉 等
	東日総業(株)一級建築士事務所	299-4303	長生郡一宮町東浪見 2620	0475-42-5511	1級建築士	加増利 利雄
睦沢町	阿井建設一級建築士事務所	299-4402	長生郡睦沢町川島 822-1	0475-44-0512	1級建築士	阿井 恵美
					2級建築士	阿井 健一
長生村	KOUNO 二級建築設計工房	299-4333	長生郡長生村七井土 1967-28	0475-32-2222	2級建築士	河野 賢造
					2級建築士	河野 文枝
	齋藤建築工房二級建築士事務所	299-4341	長生郡長生村宮成 2660-2	0475-47-2039	2級建築士	齋藤 孝
	一級建築士事務所 菅沼建築設計	299-4341	長生郡長生村宮成 3400-12	050-3048-1655	1級建築士	菅沼 悟朗
(有)日昭設計	299-4327	長生郡長生村一松 373	0475-32-3701	1級建築士	井桁 正昭	
				1級建築士	加藤 昌巳	



お問い合わせ先

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷 1-77
長生村役場 まちづくり課 都市計画係

☎0475-32-2116

